

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成25年8月23日

奈良県立大学長 伊藤 忠通

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

奈良県立大学 図書館情報管理システム及び機器等一式の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

図書館情報管理システム及び機器等一式

3 借入期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

4 納入場所

奈良市船橋町10番地

奈良県立大学 本館3階情報管理システム室及び附属図書館

5 入札方法

入札は、1ヶ月あたりの借入金額（借入物品の運搬費・搬入費等これに付随する作業に要する経費、保守点検に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、動産総合保険の加入に要する経費、配線接続費・調整費等の諸経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 2 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- 3 奈良県における競争入札参加有資格者で、リース会社にあつては、営業種目〇1の賃貸業務で登録している者であり、販売会社（メンテナンス会社）にあつては、B1のオフィス用品で登録している者であること。
- 4 リース会社にあつては、この公告に示した借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であつて、過去2年間に国又は地方公共団体において、県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- 5 販売会社（メンテナンス会社）にあつては、別紙仕様書に示した借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学事務局総務課図書館係（附属図書館1階）

電話(代表) 0742-22-4978 内線502

F A X 0742-22-4991

- 2 入札説明書交付期間

平成25年8月23日から平成25年8月30日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

- 3 入札の日時及び場所

平成25年9月30日 午後3時

事務局総務課205教室（奈良県立大学本館2階）

- 4 郵便による入札

行いません。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、1か月あたりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の4及び5を証明する書類を平成25年9月11日の午後5時までに第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の提出書類等に基づき第2の4及び5の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。

(3) 入札者は、リース会社とし、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加申請の手続が必要です。）

9 調達手続の停止等

この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。